

議案第77号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成7年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 勝山市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>510円48銭</u>(印刷単価)に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>9万9,000円</u>(企画費)を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 勝山市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>525円6銭</u>(印刷単価)に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>10万2,000円</u>(企画費)を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。